

2024 年度ケアハウス事業計画

1 施設の基本理念

社会福祉法人慈愛園が設置経営する軽費老人ホームケアハウスは、イエス・キリストによって示された愛と奉仕の精神、慈愛園創立者モード・パウラス博士の「散らされた人々を集め、ひとりも失われないようにする」という創立の理念並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の目的及び基本的理念に基づき、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するために創意工夫をしつつ良質かつ適切なサービスを提供する。

（運営方針）

- ① 施設は、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜（第 7 条において「社会生活上必要な便宜」という。）を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とする。
- ② 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。
- ③ 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努める。

2 2023 年度の主な取り組み

- (1) 慈愛園創立期の理念と実践を理解し、現在に継承していくために朝礼時の聖書拝読に加え、2021 年度から始めた『くるみの実のなるころ』、『愛と福祉のはざまに』の輪読を終え、職員の意向を踏まえて再度『くるみの実のなるころ』の輪読を開始した。
- (2) ICT を活用した情報共有システムを本格的に導入したことにより、下記の成果を得ている。
 - ① 業務日誌をはじめ、有休や残業申請書のデジタル化による情報共有の迅速化と業務効率化並びに職員の業務負担の軽減、ペーパーレス化。
 - ② 日常業務に関するエビデンスの蓄積と可視化。
 - ③ 日常の提示安否確認結果のデジタル化
- (3) 機器設備等の老朽化に伴う突発的な故障に対応するために、種々の改良工事を行った。

3 2024 年度の方針

(1) 事業の運営、組織の管理運営及び経営に関する方針

2023 年度に引き続き、ケアハウス入居者の高齢による障害や疾病等を予防し、入居者が可能な限り住み慣れた施設での生活が継続できるように、施設内の分業化と多職種連携並びに家族、外部の関係機関や団体、地域住民との連携を図り、公平で効果的かつ効率的なサービスの提供を行い、地域共生社

会の実現に寄与する。

<目標>

- ① 効率的で持続可能な施設経営と運営管理体制を整備する。
- ② 定員充足率 95%以上を維持する。
- ③ 施設内業務の分業化と多職種連携を徹底する。
- ④ 入居者同士のトラブルへ迅速に対応する。
- ⑤ 家族、外部の関係機関や団体、地域住民との連携を強化する。

4 2024 年度の具体的な取組

(1) 効率的で持続可能な施設経営と運営管理体制を整備する（方針(1)①、(1)③関係）

- ① 人材確保が困難状況の中で、ベテラン職員が蓄積してきた支援のノウハウを発展的に継続していくための方策を講じるとともに、再雇用職員の積極的活用を進める（年間）。
- ② 2023 年度に引き続き、ICT を活用した効率的な情報共有と業務に係るエビデンスを収集するために、Google による無料サービスをはじめ、オープンソースによるデータベースやデータ分析ツールを積極的に活用するとともに、既存データの確実な管理方法についても検討する（年間）。
- ③ 施設サービスの維持増進を図るためのサービス評価を実施するとともに、個々の職員による自己点検、自己評価を実施する（年間）。
- ④ 2025 年度からの実施を目途に職員会議やケース会議等の各種会議の効率的かつ効果的な実施方法について検討し一定の結論を得る（都度）。

(2) 定員充足率 95%以上の確保（方針(1)②関係）

- 傷害、疾病や死亡による退所による定員充足率の低下を抑制するために、新規入所居者の募集活動を強化するとともに、支援体制と連動した健康管理と栄養管理体制を整備し、モニタリングと早期の介入を行うことで重度化への予防的対応を強化する（年間）。

(3) 施設内業務の分業化と多職種連携の徹底（方針(1)③関係）

- ① 多職種連携を徹底する観点から、業務分掌の確認と業務実施状況の振り返りと課題整理を年間で 2 回実施する（年間 2 回）。
- ② 将来に向けて相談員業務と支援員業務の分業化について検討する（都度）。
- ③ 生活相談員による入居者全員に対する定期的な個別面接の実施を実現し、ニーズ分類を行い、多職種連携による支援を実施する（都度）。

(4) 入居者同士のトラブルへの迅速な対応（方針(1)④関係）

- ケアハウスにおいては、入居者同士の些細なトラブルや誤解がグループダイナミクスによって施設全体の雰囲気や安定性に重篤な影響を与えるリスクが大きいことから、これらに早期に対応するために朝礼時やケース会議での情報共有と支援の振り返りを徹底する（年間）。

(5) 家族、外部の関係機関や団体、地域住民との連携の強化（方針(1)⑤関係）

- ① 家族その他の関係者と協働して入居者の支援を行うために必要となるソーシャルワークに関する助言指導を強化する（年間）。
- ② 要介護状態になっても可能な限り施設での生活が継続できるように心身の状況変化に対する早期発見と早期対応に努め、家族その他の関係者との連携を図りつつ、入居者の自己選択と自己決定による外部の保健医療福祉サービスの活用を支援する（年間）。

(6) その他（方針(1)①、(1)⑤関係）

- ① 将来の人材確保と後進育成の観点から、有資格者の実習指導者講習の受講を促進する（年間）。
- ② 2023年度に引き続き、地域の町内会や消防団の構成員として地域社会への貢献活動を行う（年間）。